

令和3年度

平泉町からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 平泉町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月18日	1. 地方創生臨時交付金による支援の継続について	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、本町においても住民や事業者、特に観光事業者に大きな影響を及ぼし、生活や事業継続への不安が続いております。</p> <p>本町では、住民や事業者の生活や事業継続、地域経済を維持していくため、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算並びに補正予算により様々な支援を行っておりますが、今後も感染状況により迅速かつ臨機応変な対応が求められます。</p> <p>しかしながら、本町においては財政調整基金の活用も限界があることから、その財源については、地方創生臨時交付金に頼らざるを得ない状況にあります。</p> <p>つきましては、財政力の小さい町村に対しまして、手厚い財政支援をお願いしますとともに、地方創生臨時交付金につきましては、感染症が終息するまでの間、継続して交付いただきますよう、国への働きかけについて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>1 本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところです。さらに県が同年6月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）として、県内市町村分として約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:2

			応じて国に要望していきます。(B)			
		<p>1 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の地方創生臨時交付金の増額と弾力的運用（使い勝手の良さ）を継続していただくこと。</p> <p>2 安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保・充実していただくこと。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保していただくこと。</p>	<p>2 地方の税財源の確保・充実については、令和3年6月の政府予算提言・要望において、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消等を国に要望したところです。</p> <p>令和4年度地方財政計画では、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を200億円上回る62.0兆円が確保されるとともに、地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保され、臨時財政対策債は、令和3年度から3.7兆円減の1.8兆円に抑制されたところです。</p> <p>なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方団体の財政運営に支障が生じることがないように措置されていますが、安定的な財源確保について、今後も国に対し働きかけていきます。(B)</p>			
8月18日	2. 「平泉の文化遺産」	「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>の世界遺産拡張登録の推進について</p>	<p>認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては、達谷窟、柳之御所遺跡（岩手県管理）の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>拡張登録につきましては、県と関係する3市町において、追加登録に向けた取り組みを継続することを申しあわせていますが、今後、推薦書案の作成に向けてより一層のご指導とご支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。</p> <p>県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、専門的・技術的な支援を行うとともに、関係市町と連携して専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p> <p>(B)</p>			
8月18日	<p>3. 「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について</p>	<p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。世界遺産委員会の決議では、『世界遺産条約履行のための作業指針第172項』に基づき「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績をイコモス（国際記念物遺跡会議）に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど保存管理について対策が求められています。近年、世界遺産委員会では、登録後の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合には、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。この補助制度を活用しながら、世界遺産委員会で指摘された課題に対応するため、史跡整備を進めるほか、「平泉の文化遺産」に係る包括的保存管理計画に基づく遺産影響評価を実施してきたところです。今後も、世界遺産委員会やイコモスからの指摘等への適切な対応及び保存管理が</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>一方で、世界遺産委員会やイコモスとの調整、特に世界遺産委員会へ提出する報告書については、国・県の専門的な助言と財政的な支援が必要となっております。つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について、より一層のご指導とご支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>なされるよう専門的な助言等支援していきます。(B)</p>			
8月18日	4. 柳之御所遺跡の史跡整備について	<p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省(当時)の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成15年度に整備実施計画を策定しました。また、平成29年度に整備対象を堀外部地区まで含めた形に改定し、岩手県教育委員会による発掘調査、公有化等が進められております。</p> <p>しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外部に分ける堀の外周部については、国史跡指定範囲であるものの、整備対象に含まれていない状況です。</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定し、平成29年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画を踏まえ、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っており、平泉世界遺産ガイダンスセンターと史跡公園との一体的な整備とするよう南端部の整備工事を進め、昨年12月に工事が完了し、本年1月より一般供用を開始しているところです。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地(堀内部地区・堀外部地区)の約8.7haの土地公有化については、平成13年度から実施していますが完了に至っていない状況から、県としては、まず整備基本計画において整備対象とされている範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が全面的に史跡整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>				
8月18日	5. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について	<p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるためには、積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>多くの史跡や埋蔵文化財を有する本町は、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。</p> <p>特にも、世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内（中尊寺大池跡）の庭園の復元整備は、世界遺産委員会からの要請事項であり、課題解決に向けて取り組んでいく必要があると同時に、観自在王院跡（名勝旧観自在王院庭園）では経年による劣化等により修理の時期を迎えております。</p> <p>つきましては、史跡の整備・保存管理対策の推進や町内遺跡の保護保存に万全を期するため、地域の実情に即した財政支援の充実を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>岩手県における世界遺産関連史跡等整備については、国庫補助金に県補助金も加え、令和3年度当初予算におきましても要望額を全額措置しています。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 1</p>

8月18日	6. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について	<p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、平泉文化を総合的に調査・研究し、その成果を公開・活用する平泉文化研究機関を早期設置されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていきたくと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施し、研究者の育成を図ってきました。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度から内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進してきました。令和2年度から、新たなガイダンスセンターの設置を見据え、研究基本計画を更新して県と国の研究機関との共同研究体制を強化したところです。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきながら、平泉世界遺産ガイダンスセンターにおいて研究を進めており、本年2月には、ガイダンスセンターを会場</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
-------	--------------------------------	--	--	---------	-------	-------

			に研究者を対象とした「平泉学研究会」を開催しました。(B)			
8月18日	7. 文化財の保護・活用への支援について	<p>地域に眠っている文化財は、その地域における歴史的・文化的なシンボルとなっています。今般の文化財保護法改正によって、地域の文化財の総合的・一体的な保存活用と次世代への継承のため、地域住民や子どもたちがその価値に触れ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことが求められています。</p> <p>世界遺産の裾野に広がる文化財の保存・活用の充実は今町に求められている大きな課題であり、特にも町指定文化財である長島月館地区の『オダイシサマ』の県指定や、未指定文化財の調査研究は、世界遺産の価値を更に深化することが期待されています。</p> <p>つきましては、県指定・町指定を始めとする文化財の保護と活用の際し、地域の実情に即した財政支援の充実と人的支援など特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>県では、令和2年度に県内の文化財保護についての基本的な方針を示した「岩手県文化財保存活用大綱」を策定したことにより、市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成が進み、地域での文化財の保存と活用が一層推進されるものと期待しています。</p> <p>県文化財への指定は、市町村から県に推薦された案件について、県の文化財保護審議会において候補リスト掲載の可否が審議され、掲載されたリストの中から、市町村が行う学術的な調査・研究と、審議会の専門委員による現地調査等を経て、「岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準」により評価が整ったと判断された場合には、県が同審議会に諮問し、その結果を踏まえて指定が行われるものです。</p> <p>県としては、指定に向けて市町村が主体的に行う文化財の起源や歴史的背景等を含めた調査・研究に対し、保護審議会委員等の専門家の指導・助言の機会の確保に努めるとともに、文化財の適正な保存及び活用を図るため、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づいた財政的支援を行ってまいります。(B)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1
8月18日	8. 平泉バイパス南口交	一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快	県南広域振興局	土木部	B : 2

	<p>差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について</p>	<p>県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線となっておりますが、積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる冬期特有の速度低下が発生し、大型車等の通行に影響が出ているほか、近年交通事故も多発している現状にあります。</p> <p>つきましては、安全安心で信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度低下対策等を行われるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の4車線化について国に要望したところです。</p> <p>御要望の平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の2車線区間については、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>また、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、国からは、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生などのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。</p> <p>(B)</p>			
8月18日	<p>9. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について</p>	<p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、順次改良が進み通行車両が増加傾向にあり、近年交通事故が多発している現状にあります。</p> <p>つきましては、新たに事業採択されました平泉町長島宇山王地内から同竜ヶ坂地内までの区間(1,930m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>御要望の平泉町長島宇山王(さんのう)から同竜ヶ坂(りゅうがさか)間の約1.9km区間については、令和3年度、現地測量及び設計に着手しました。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきま</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 C : 2</p>

		<p>解消工事を早期に完了されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行並びに歩行者の安全確保に支障をきたしている現状となっています。</p> <p>つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>す。(C)</p> <p>また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。(C)</p>			
8月18日	10. (仮称) 栗原北上線 (西ルート) の県道認定及び整備について	<p>国道4号の宮城県栗原市金成から平泉町までの区間は、南北の幹線道路が国道4号及び東北縦貫自動車道の2路線のみとなっており、国道4号が渋滞や通行止めになった場合には、大きな支障をきたしております。</p> <p>これを解消するには、幹線道路をはじめとする道路網の整備を行い、緊急時の迂回路として十分な機能を果たせるようにする必要があります。</p> <p>つきましては、栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川地区・前沢地区・胆沢地区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする全線の</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道に昇格してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークのあり方を総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		県道昇格と、広域的な整備の推進につきまして特段のご配慮をお願いいたします。				
8月18日	11. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について	<p>一関遊水地事業の小堤整備が完了間近になり、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安に感じております。</p> <p>つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、矢の尻川排水樋管への強制排水機場の設置や、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設は国と調整を行い、設置することで現在工事を進めています。</p> <p>国による排水ピット工事は令和2年度に完成したことから、現在、県では内水対策設備工事等に着手しており、引き続き内水対策を推進していきます。</p> <p>また、徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整を踏まえ、広域的な運用を前提とした可搬式排水ポンプを平成29年度末に鈴沢川合流部に整備しました。しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。</p> <p>このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1
8月18日	12. 一般県道三日町瀬原線(中尊寺	国土交通省では、太田川橋から衣川橋までの当該路線を歴史的背景に調和した個性あふれる道路景観を進める地	世界遺産平泉の玄関口である一般県道三日町瀬原線(中尊寺交差点)の無電中化については、景観形成の向上や	県南広域振興局	土木部	A : 1

	交差点)の無電柱化について	<p>区と位置付け、平成2年から「平泉アメニティ道路事業」として無電柱化をはじめ歩道整備（インターロッキングブロック舗装）、植樹、歩道の防護柵のデザイン化等が実施され、観光地としての魅力の向上が図られてきました。</p> <p>しかしながら、世界遺産平泉の構成資産のひとつである中尊寺玄関口の無電柱化が実施されておられません。</p> <p>つきましては、世界遺産にふさわしい景観の向上を図るためにも、無電柱化の早期整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>観光振興の面から必要性を認識しています。</p> <p>令和3年度は、事業化に向けた設計を進めており、令和4年度から事業に着手する予定です。(A)</p>			
8月18日	13. 流域下水道維持管理負担金の見直しについて	<p>当町では、昭和58年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせて段階的に計画を見直して整備を進めてまいりました。しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく乖離しており、今後は整備計画の見直しを行いながら、更新や維持管理に重点を置いた事業に移行しなければならないものと捉えております。また、流域関連公共下水道事業は、下水処理のみならず、環境や衛生面において県土整備の一翼を担っているものであることから、令和元年度においては、流域下水道維持管理負担金について、関連市町が負担するだけでなく、県の負担措置を講じるよう要望し、県と関連市町</p>	(1) 現行の流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、施設・設備の老朽化等への喫緊対策として見込まれる経費を基に企業会計ベースで算定したところです。今後の維持管理負担金の算定にあたっては、公営企業会計としての決算状況を踏まえて経営の効率性や健全性の検証を行いながら、流域下水道関連市町と共に検討していきます。また、県の応分の負担に関しては、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴って新たに負担を求めることになった人件費分は、4年間での段階的な負担とする激変緩和措置を講じているところです。県は、流域下水道事業の事業主体として、今後も関連公共下水道の管理者である関連市町と十分	県南広域振興局	土木部	A : 1、 B : 2

		<p>村間で県の役割や人件費負担の考え方などを協議・検討したところでありませす。職員人件費の激変緩和措置や費用の一部を県負担とするなど、一定の配慮はいただいたものの、関連市町にとっては、いまだ大きな負担となっております。つきましては、流域関連公共下水道事業の安定経営が図られるよう、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>1 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、令和3年度に企業会計移行後初めての決算となることから、決算分析を十分に行い、負担金低減のためにどのような取組が必要か検証の上、県においても応分の負担を行うこと</p> <p>2 施設や設備の更新にあたっては、関連市町との間で詳細な事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p> <p>3 流域下水道事業の推進にあたり、関連市町の経営状況や公益目的事業が今日において果たすべき役割を十分に把握した上で、県と関連市町のほか、岩手県下水道公社を含めた、簡素で効率的な体制の構築に努めること</p>	<p>な連絡調整を図っていくとともに、適切な役割分担と費用負担のもと、一般会計からの繰入基準に基づく繰入れのほか、必要な対応を検討していきます。(B)</p> <p>(2) 施設や設備の更新は、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化するストックマネジメント計画に基づいて実施しています。本計画の今後の見直し等においては、関連市町に御説明して、事業費の低減や平準化に配慮しながら進めていきます。(B)</p> <p>(3) 県では、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴う組織見直しを行い、流域下水道業務担当者を集約した組織を設けるなど、関連市町負担対象人員数を明確にしたところです。流域下水道事業の推進体制も含めて、今後も御意見を伺いながら、適切な運用を進めていきます。(A)</p>			
8月18日	14. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、山菜等に対する汚染問題において町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害	県では、山菜類の出荷制限の解除に向けて、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、平泉町とともにモニタ	県南広域振興局	林務部	B : 1

	対策について	<p>を与えております。このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されておりますが、山菜の一部（ワラビ）やキノコ類（野生）については出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。つきましては、当町には農産物直売施設「道の駅平泉」があり、地元消費者をはじめ観光客、トラック運転手など多くの方々に利用されていることから、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて、全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>リング検査を継続して実施しています。</p> <p>これまでの検査の結果、一物品目については、近年、放射性物質濃度の低減傾向が見られたことから、出荷制限解除協議を見据え、経過調査を実施しているところです。</p> <p>引き続き、山菜類の早期出荷制限解除に向けて、町とともに取り組んでいきます。（B）</p>			
8月18日	<p>15. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと</p>	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から9年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、放射線量が低下傾向にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、平成30</p>	<p>県では、埋設されている汚染された除去土壌の処理に向けて、国に対し最終処分方法も含め、処理基準を早急に示すよう要望しています。（B）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

		<p>年度以降の損害賠償請求を行っているところですが、東京電力ホールディングス（株）の消極的な対応が懸念されます。</p> <p>今後の損害賠償については、第4回目の原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立も視野に入れながら、東京電力ホールディングス（株）との交渉を進めていきます。</p> <p>つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項に対し、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働き掛けていただくこと</p>				
8月18日	<p>15. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス（株）が負</p>	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から9年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>町においては、除染実施計画に基づく公共施設の除染等、放射線量低減化対策や自然減衰により、放射線量が低下傾向にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1

	<p>担するよう働きかけていただくこと</p>	<p>自治体損害賠償については、平成30年度以降の損害賠償請求を行っているところですが、東京電力ホールディングス（株）の消極的な対応が懸念されます。今後の損害賠償については、第4回目の原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立も視野に入れながら、東京電力ホールディングス（株）との交渉を進めていきます。</p> <p>つきましては、以上のような状況を踏まえて、下記の事項に対し、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス（株）が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス（株）が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと</p>	<p>なお、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。（B）</p>			
8月18日	16. 有害鳥獣被害への広域的な対策について	<p>鳥獣被害については県内に拡大する傾向にあります。当町においても近年、基幹産業である農業へ甚大な被害を与え、非常に深刻な問題となっています。</p> <p>このことは農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加と相まってシカ、ハクビシン、タヌキ等の被害も増加していますが、ここ数年イノシシによる被害が急増し、農業者の生産意欲が減退するなど懸念されます。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、県内の被害状況と防止対策についての情報共有を図りつつ、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない地域ぐるみの対策を総合的に実施していくことが重要です。</p> <p>県では、国事業の活用により、有害鳥獣捕獲活動や食害等の防止に向けた電気さくを設置、ドローンを活用した</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>鳥獣被害を減少させるためには、シカ、イノシシといった鳥獣の絶対数を減少させるとともに田畑や果樹地帯を含めた人間の生活域と、獣たちの住む生活域を物理的に分断する必要があり、電気柵設置等の対策や狩猟免許取得者を増やして有害鳥獣の捕獲に取り組んできましたが、町単独での取り組みには限界があります。</p> <p>つきましては、県がリーダーシップを取り広域的かつ抜本的対策を講じていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>集落環境調査による地域ぐるみの被害防止活動などを支援しています。</p> <p>また、「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」や県南広域を単位とした「県南地域野生鳥獣被害防止対策連絡会」を設置しているほか、昨年度より、一関農林振興センターでは、平泉町と一関市等をメンバーとした被害防止対策会議を開催し、被害状況や被害防止対策の促進に向けた情報共有を重点的に行っております。今後とも地域内の連携が図られるよう支援してまいります。</p> <p>(B)</p>			
8月18日	17. 森林病虫害（松くい虫及びカシノナガキクイムシ）等防除（駆除）事業の確保について	<p>森林病虫害（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、県北地域に拡大している状況であります。</p> <p>当町においては30数年にわたる防除事業を継続している中で、町全体としては被害量は減少している状況であります。しかしながら、世界文化遺産の構成資産である中尊寺や毛越寺の松林については、被害量が横ばいとなっております。</p> <p>寺院内の松林は素晴らしい景観を構成する重要な要素でありますことから前年度と同様の森林病虫害等防除（駆除）事業の事業費確保をお願いいたします。</p> <p>また、平成28年12月に当町において初めて「ナラ枯れ被害」が確認されて</p>	<p>世界文化遺産の構成資産である松林やナラ林を森林病虫害から守ることは、大変重要であることから、県では、アカマツ林への薬剤散布や、松くい虫・ナラ枯れの被害木の駆除、ナラ枯れ被害を受けやすい高齢なナラ林の若い森林への更新などの取組を支援しています。</p> <p>引き続き、効果的な防除ができるよう森林病虫害駆除事業予算の確保に努めてまいります。(B)</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1

		<p>以降、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被害対策同様に効果的な駆除事業を実施しなければならない状況となっております。</p> <p>つきましては、毛越寺浄土庭園の極楽浄土を再現するには亭々とそびえる松の巨木は欠かせないものになっているなど、平泉町の世界文化遺産という特殊性を考慮していただき、事業費の確保について特段のご配慮をお願いいたします。</p>				
8月18日	18. 企業誘致活動について	<p>企業誘致につきましては、近年、県南地域が自動車関連産業及び半導体関連産業の集積地として、新規工場立地及び工場増設が相次いでおりますが、本町ではトヨタ自動車東日本株式会社の本社・大衡工場（宮城県大衡村）と岩手工場（金ヶ崎町）の中間に位置する地理的優位性に加え、平泉スマートインターチェンジの開通による交通アクセスの飛躍的な向上が見込まれており、企業が立地するにあたってのメリットが生み出されている今を最大の好機として捉え、引き続き新たな工業団地の整備を検討しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響によって今後、企業のサプライチェーン対策のための国内投資や多拠点化、都市部から地方への人材の移動などの動きが加速すると予想されることから、多種多様な業種の立地を促進して参りたいと考えております。</p>	<p>県南部においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況については、県としても認識しているところです。</p> <p>こうした中、産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いながら、市町村による産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っていきます。</p> <p>なお、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、本年6月に産業用地の整備に対する支援を行うよう要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>また、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>つきましては、新たな工業団地の整備及び本町への企業誘致についてご支援いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>し、引き続き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。（B）</p>			
8月18日	19. 国際リニアコライダー（ILC）の実現について	<p>ILCの誘致に関しましては、2020年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略において、ILC計画に対する欧州の協力姿勢が示され、また、同年8月には、国際将来加速器委員会（ICFA）の提言に基づき、高エネルギー加速器研究機構を拠点としたILC国際推進チームが発足し、ILC準備研究所の設立に向けた活動が進められるなど、北上高地への誘致・建設への実現に向け、大詰め段階を迎えております。</p> <p>つきましては、国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけるとともに、次の事項について要望いたします。1 東北ILC推進センターとの連携により、ILC国際科学技術研究圏域の中心となる国際研究拠点の建設候補地（エリア）を明示して、国際研究機関との連携のもと準備作業を進めること2 東北ILC推進センターや関係自治体と連携し、ILC準備研究所の確実な設立について、関係機関に強く働きかけること3 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC東北マスタープラン等に基</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県では、令和3年6月及び11月にILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、政府が主導し、国際的な議論を推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう国に対し要望したところであり、引き続き関係機関と連携しながら、国へ働きかけていきます。</p> <p>ILC実現に向けた準備作業及び受入れに向けた取組については、令和元年に策定した「地域振興ビジョン」に基づき、生活支援や教育・保育、医療提供などの受入環境の整備に取り組むこととしており、県においても、医療通訳者の養成や行政・生活に関するワンストップサービス提供に向けた検討などを進めているところです。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		づく受入れに向けた一層の取組を進めること	<p>また、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北 I L C 事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、I L C 東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担のもと、受入れに向けた取組を進めていきます。</p> <p>県としては、同センターをはじめ、県内市町村や高エネルギー加速器研究機構（K E K）など、関係団体等と一層の連携を図りながら、I L C の実現に向け継続的に取り組んでいきます。</p> <p>（B）</p>			
--	--	----------------------	---	--	--	--